平成２１年（フ）第１３６５号
大阪府河内長野市木戸３丁目３番８―401号
債務者　白井　恭治
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３７６号
堺市南区原山台３丁１番27―107号
債務者　内村　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３８１号
堺市堺区中之町西１丁１番18号　エールシティハイム403号
債務者　山本詩磨子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３８５号
大阪府富田林市須賀１丁目18番15号、前住所大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目611番地の８
債務者　野沢　二美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３９２号
大阪府富田林市清水町３番５―405号
債務者　土井加津美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４０７号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目８番13　クレアール西川105号、前住所大阪府富田林市桜ケ丘町６番７―302号
債務者　小林　吉明
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４６４号
大阪府松原市別所５丁目13番11号、前住所堺市北区東浅香山町２丁37番地１　エステートピア金鳳Ａ―103号
債務者　橋本　雅規
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田1700番地１小長田団地１―22号
債務者　中川百合子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
福岡県行橋市大字中津熊343番地２
債務者　松本　正夫
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
宮城県大崎市岩出山字上川原町29番地
債務者　佐々木聖史
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
千葉県松戸市栄町西１丁目758番地の２
債務者　宮原みち子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４９４号
新潟市西区小新大通１丁目６番21号
債務者　鷲津　一朗
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４０号
新潟市西区鳥原636番地８　ＴＭソレイユＭ―２号
債務者　本間　　愛
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２６号
新潟県村上市坂町1751番地８　市営前坪住宅３―３
債務者　菅沼　貴樹
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１２７号
新潟県村上市坂町1751番地８　市営前坪住宅３―３
債務者　菅沼恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１３３号
新潟県村上市石原６番17号　ニューコーポ石原101
債務者　新野　智嘉
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１１９号
兵庫県加西市北町284番地の２
債務者　クロスキュービックこと　朝田　　忍
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所社支部